

---

今週のテーマ： キャリアアップ助成金(職務評価加算)

---

先週のメルマガで「キャリアアップ助成金(賃金規定改定コース)」をご紹介させていただきました。

この助成金は、パート社員や契約社員などの「非正規労働者の処遇改善」の取組を実施した事業主に対して支給されるので、非正規社員の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に対象となります。

今年の10月以降に最低賃金が改定され、全国平均で25~26円程度の賃上げが実施されることが決まっていますので、その前に賃金改定を行ってしまいましょう、というご提案でした。

ただし、9月末までに賃金改定を行う場合には、賃金規定改定日までに「キャリアアップ計画書」を提出し、かつ実際に賃金規定の改定を行わなければなりません。

ですから、この助成金を活用するのであれば、もうあまり時間がありません。今すぐに取り組みを開始していただきたいと思います。

そして、もしこの助成金の申請をするのであれば、併せてご検討をいただきたいことがあります。

それは、このコースには「職務評価加算」というボーナス特典があるので、ぜひこちらの助成金も活用していただきたいのです。

「職務評価」とは、職務の大きさ(仕事内容・責任の程度など)を相対的に比較し、その職務に従事する労働者の待遇が職務の大きさに応じたものとなっているかの現状を把握することをいいます。

ただし、職務評価は個々の労働者の仕事への取り組み方や能力を評価(人事評価・能力評価)するものとは異なります。

あくまでも、その人が担当している職務を客観的な基準で評価します。

賃金規定を改定する際に、この職務評価を行うことによって助成金の加算(19万円)を受けられます。

たとえば、パート社員10名の賃金アップ(2%以上)を行うと、

賃金規定改定コース： 28万50000円

職務評価加算： 19万円

合計： 47万5000円

の助成金を受給できるようになります。

ですから、賃金規定改定コースを利用するのであれば、ぜひ職務評価を実施して助成金の加算を獲得するようにしていただきたいと思います。

---

今週の特集： 助成金の最新情報を入手する方法

---

今月の特集では、「助成金の最新情報を入手する方法」についてお伝えしております。

<http://joseikin-contents.net/?p=557&mid=24&mv=1>

上記のページをご覧くださいと、以下の情報が入手できます。

- ◆助成金パンフレットの入手方法
- ◆助成金パンフレットの構成(目次)
- ◆各助成金の内容を理解するための3つのポイント
- ◆平成 30 年度の最新助成金情報

「助成金の最新情報を入手する方法」の詳細は、こちらをご覧ください。

<http://joseikin-contents.net/?p=557&mid=24&mv=1>